



# 新規のご契約のお取扱いはしていません。

## 商品の概要

保障内容	お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人	
	死亡保険金	第1保険期間	被保険者が死亡されたとき <sup>(※1)</sup>		既払込保険料相当額	死亡保険金受取人
		第2保険期間	被保険者が死亡されたとき		基本保険金額 <sup>(※2)</sup> と同額	
	災害死亡保険金		被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症 <sup>(※3)</sup> を直接の原因として死亡されたとき		基本保険金額 <sup>(※2)</sup> と同額	

(※1)ただし、災害死亡保険金がお支払される場合を除きます。  
 (※2)この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。  
 (※3)コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。

主な特約等 付加できる	年金支払特約Ⅰ型	(災害)死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。
	年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。
	ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
	保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き <sup>(※4)</sup> を行うことができます。

(※4)一部対象外となるものがあります。

解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。</li> <li>●保険料払込期間満了後の解約返戻金額は解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。</li> <li>●保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。</li> </ul>
配当金	●この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利（総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など）がありません。

## その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減され、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

⚠ ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]



[引受保険会社]

